

～児童手当について～

1. 支給対象

高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方に支給します。
所得制限はありません。

2. 支給額

児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	月 15,000 円	月 30,000 円
3歳以上高校生年代 (18歳到達後の最初の年度末)まで	月 10,000 円	

※「第3子以降」とは、大学生年代まで（学生、就職等の別を問いません）の養育しているお子さんのうち、3番目以降をいいます。
大学生年代のお子さんについては、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することにより、カウントの対象に含めることができます。

3. 支給時期

原則として、偶数月（年6回）の5日にそれぞれの前々月、前月分の手当を支給します。

ただし、支給月の5日が土、日、祝日等の場合は、その直前の金融機関営業日に振り込みます。

例）6月の支給日には、4・5月分の手当を支給します。

※**支給時期に通知はいたしません。**月ごとの児童手当の支給額が変わった場合は、変更後のひと月あたりの支給額が表示された「額改定通知書」を発行します。

<寄付について>

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、これを宮古市に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続きがあります。ご関心のある方は市こども家庭センターにお問い合わせください。

続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ現況届の提出は原則不要ですが、下記に該当する方は提出が必要です。

- ・「監護・生計費負担の確認書」を提出している方のうち、お子さんの職業が「学生」以外の方
- ・児童や配偶者と別居している場合（離婚協議中を含む）
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・その他、市こども家庭センターから提出の案内があった方

※現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

（裏面もご確認ください）

以下の1～7に該当するときは、市こども家庭センターに届出が必要です

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 受給者や配偶者、児童、児童の兄弟で大学生年代の方の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者や配偶者、児童、児童の兄弟で大学生年代の方の氏名が変わったとき
4. 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
5. 3歳未満の児童がいる受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
7. 「監護・生計費負担についての確認書」を提出している方で、養育しているお子さんの状況が変わったとき
例）短大を卒業して社会人となったが、引き続き請求者が養育している場合 など

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例：児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

<児童が生まれたとき>

出生の日の翌日から15日以内に、現住所の市区町村に申請が必要です！

※里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

<他の市区町村や海外から転入したとき>

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

<届出・申請が必要な場合>

- 公務員になった場合
- 退職等により公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

<問い合わせ先> 宮古市こども家庭センター子育て支援係 TEL：68-9084（直通）